

(議院運営委員会)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号) (衆議

院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合について、令和十年七月三十一日(同日までに衆議院が解散されたときは、解散の日の属する月の末日)までの間、令和六年改正前の特別職給与法の水準とする。

二、この法律は、公布の日から施行する。